

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第六十五条第二項の規定に基づき、通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

- 一 設備規則第六十五条第一項第一号及び第二号に該当する設備は試験場において試験を行うこと。
- 二 電源端子における妨害波電圧の測定方法は、次のとおりとする。
 - 1 別図第一号又は別図第二号に示す特性を有する擬似電源回路網を用いて測定すること。
 - 2 擬似電源回路網を用いることができない場合には、別図第三号に示す電圧プローブを用いて測定すること。
 - 3 準尖頭値の測定値が、平均値に対する最大許容値を満たしている場合は、平均値の測定を省略することができる。
- 三 利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法は、次のとおりとする。

- 1 磁界強度については、ループアンテナを用いて測定し、ループアンテナの最下端の地上高は一メートルとすること。
- 2 三〇MHz以上一GHz以下の周波数の電界強度については、ダイポールアンテナを用いて測定し、ダイポールアンテナの最下端の地上高は〇・二メートル以上とすること。
- (一) 試験場における測定では、ダイポールアンテナの中心を地上高一メートルから四メートルの間で昇降して各測定周波数における最大値を測定すること。
- (二) 設置場所における測定では、ダイポールアンテナの中心を地上高一・八メートルから二・二メートルの間で固定すること。
- 3 一GHzを超え一八GHz以下の周波数の電界強度については、水平及び垂直偏波成分を個別に測定することができる小形開口面の直線偏波アンテナを用い、直線偏波アンテナの中心の地上高を被測定設備の放射の中心にできるだけ合わせて測定すること。
- 4 水平偏波及び垂直偏波のそれぞれについて測定を実施し、最大値を測定すること。
- 4 準尖頭値検波方式の測定器は、別表第一号に定める基本的特性を有すること。
- 5 平均値検波方式の測定器は、別表第二号に定める基本的特性を有すること。
- 6 被測定設備を通常の使用状態において測定すること。
- 7 前各項に規定する条件によることが著しく困難又は不合理と総務大臣が認める場合は、これらに

よらないことができる。

別表第一号 準尖頭値検波方式の測定器の基本的特性

項目	動作周波数が一〇kHz以上一五〇kHz以下の測定器 動作周波数が一五〇kHzを超え三〇MHz以下の測定器 動作周波数が三〇MHzを超え一GHz以下の測定器						
六デシベル低下点における通過帯域幅	〇・二二kHz	九kHz	一二〇kHz				
検波器の充電時定数	四五ミリ秒	一ミリ秒	一ミリ秒				
検波器の放電時定数	五〇〇ミリ秒	一六〇ミリ秒	五五〇ミリ秒				
指示計の機械的時定数	一六〇ミリ秒	一六〇ミリ秒	一〇〇ミリ秒				
検波器より前の段の回路の過負荷係数（入出力特性が直線性から一デシベル離れるときの入力値対指示計が表す最大値の比）	二四デシベル	三〇デシベル	四三・五デシベル				
検波器と指示計器の間	六デシベル	一二デシベル	六デシベル				

に挿入する直流増幅器の過負荷係数

別表第二号 平均値検波方式の測定器の基本的特性

項目	検波器より前の段の六デシベル低下の通過帯域幅
動作周波数が一〇kHz以上一五〇kHz未満の測定器	〇・二kHz
動作周波数が一五〇kHz以上三〇MHz未満の測定器	九kHz
動作周波数が三〇MHz以上一GHz以下の測定器	一二〇kHz

別図第一号 V型擬似電源回路網のインピーダンス—周波数特性 (50 Ω / 50 μH 回路網の等価回路)

